様式第１号の６（第７条関係）

※新法民泊の届出をこれから行う方、もしくは

届出手続きを開始し、届出番号の通知を受けていない方は、この申立が必要です。

補助金の交付要件に関する申立書

大阪府知事　様

　大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第４条第２項第３号の規定に基づき、大阪府新法民泊施設の環境整備促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）にかかる補助金の交付申請を行うにあたり、下記の事項について、何ら異議の申し立てを行いません。

記

（補助金の交付にあたっての要件）

住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）第３条第１項に規定する住宅宿泊事業に係る届出予定者（要綱第３条第１項第２号に規定する届出予定者）に対する補助金の交付については、次のとおりとする。

（１）届出予定者については、補助金の交付決定後、必ず住宅宿泊事業に係る届出を行い、住宅宿泊事業法施行規則第４条第７項に規定する届出番号（以下「届出番号」という。）の通知を受けることとし、補助金は、届出番号の通知を受けた後に交付するものとする。

（２）補助金の交付決定の日の属する年度内に、届出番号の通知を受けることが困難と見込まれる場合は、届出予定者は、速やかに補助金の交付申請の取り下げを行うものとする。

　　　年　　　月　　　日

申請者住所（法人の場合、本店所在地）

|  |
| --- |
|  |

氏名（法人の場合は商号（名称）及び代表者）

|  |
| --- |
|  |